

亀岡市手数料徴収条例及び亀岡市印鑑条例の一部を改正する条例  
をここに公布する。

令和 8 年 1 0 月 2 日

亀 岡 市 長      桂      川      孝      裕

亀岡市条例第 2 0 号

亀岡市手数料徴収条例及び亀岡市印鑑条例の  
一部を改正する条例

（亀岡市手数料徴収条例の一部改正）

第 1 条 亀岡市手数料徴収条例（平成 1 2 年亀岡市条例第 6 号）の  
一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「、個人番号カード」を「、個人番号カード  
等」に、「個人番号カードであって」を「個人番号カード、出入  
国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）第 1 9 条の  
1 5 の 2 第 1 項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条  
約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例  
法（平成 3 年法律第 7 1 号）第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する特定  
特別永住者証明書であって」に、「第 1 2 条の 2 第 4 項第 2 号  
ロ」を「第 1 2 条の 2 第 4 項第 3 号ロ」に改める。

（亀岡市印鑑条例の一部改正）

第 2 条 亀岡市印鑑条例（平成 6 年亀岡市条例第 2 0 号）の一部を  
次のように改正する。

第 2 条中第 6 号を第 8 号とし、第 5 号を第 7 号とし、第 4 号中  
「第 1 2 条の 2 第 4 項第 2 号ロ」を「第 1 2 条の 2 第 4 項第 3 号  
ロ」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条第 3 号の次に次の 2 号  
を加える。

(4) 特定在留カード 出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第１９条の１５の２第１項に規定する特定在留カードをいう。

(5) 特定特別永住者証明書 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第１６条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書をいう。

第１４条第２項中「記録した個人番号カード」を「記録した個人番号カード、特定在留カード又は特定特別永住者証明書（以下「個人番号カード等」という。）」に改める。

第１５条及び第１６条中「記録した個人番号カード」を「記録した個人番号カード等」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。